

令和 8 年（フ）第 7 4 6 号
東京都品川区西五反田 1 丁目 29—3—503
破産者 石山 竜也
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 8 2 1 号
東京都中央区銀座 4 丁目 14 番 4—601 号
破産者 株式会社庵
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 8 2 2 号
東京都練馬区小竹町 1 丁目 5—2—509
破産者 杉浦加代子
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 9 2 4 号
東京都台東区日本堤 1 丁目 17—7 おおぞら荘、開始決定時の住所東京都台東区蔵前 4 丁目 31—12—602 蔵前アムフラットⅣ
破産者 秋枝 穏尚（旧姓水谷）
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 1 2 2 号
東京都港区芝浦 4 丁目 16—14—1302
破産者 神村 和政
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 1 5 9 号
東京都目黒区碑文谷 5 丁目 7 番 2 号 G R E Y B L D G 碑文谷 402
破産者 株式会社 T S N

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 1 6 0 号
東京都目黒区中央町 1 丁目 8—18—306
破産者 宮崎 大輔
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 1 9 7 号
東京都北区昭和町 2 丁目 1—25—1203
破産者 伊達 真与
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 2 3 5 号
神奈川県横浜市都筑区池辺町 2855—1—203、開始決定時の住所東京都新宿区西新宿 4 丁目 16—8—207
破産者 山崎こころ
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 3 1 3 号
東京都台東区上野桜木 1 丁目 15—5—701
破産者 益子 善昭
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 4 4 0 号
東京都世田谷区上馬 4 丁目 6—14—203
破産者 新田 真理

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 4 8 3 号
東京都八王子市市瀬田町 503—3 ヴェルゼ・U 201 号
破産者 佐藤 茂
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 4 8 7 号
東京都豊島区上池袋 2 丁目 26—10 T O P 池袋第 2—301
破産者 平 光一郎
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 6 3 6 号
千葉県松戸市幸谷 647—101
破産者 高橋 秀典
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 6 7 5 号
東京都調布市多摩川 5 丁目 26—5—410
破産者 米澤 和城
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 7 2 7 号
東京都品川区西大井 1 丁目 13—3—201
破産者 福岡 毅彦

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 8 4 4 号
東京都大田区東海 3 丁目 2—7 関連棟 D—16
破産者 大木 秀一
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 8 9 7 号
東京都中野区中野 1 丁目 13—14
破産者 金井 枝里（旧姓高橋）
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 1 9 6 5 号
東京都大田区上池台 2 丁目 39—12—201
破産者 篠崎 隆太
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 2 2 8 号
東京都板橋区徳丸 1 丁目 9—20
破産者 掛橋 郁男
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 2 9 8 号
東京都世田谷区上北沢 4 丁目 33—21—211
破産者 青山 和臣
1 決定年月日 令和 8 年 7 月 10 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第 20 部